

船舶事故調査報告書

平成30年9月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年4月3日 05時15分ごろ
発生場所	大分県大分市関埼北岸 関埼灯台から真方位269° 1,480m付近 (概位 北緯33° 16.0′ 東経131° 53.2′)
事故の概要	貨物船第三十八かねと丸は、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年5月2日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第三十八かねと丸、435トン
船舶番号、船舶所有者等	140468、津久見海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海） 航海士A、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	船首部外板及び船底外板に凹損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期 日出時刻：05時57分ごろ
事故等の経過	<p>本船は、船長及び航海士Aほか3人が乗り組み、空船で、航海士Aが単独で操船に当たり、自動操舵により伊予灘を大分県津久見市津久見港に向けて南進していた。</p> <p>本船は、航海士Aが、前路に支障となる他船がいなかったため、椅子に腰を掛けて見張りを行っていたところ、関埼まで約6海里であることをレーダーで確認した後、強い眠気を催すようになって間もなく居眠りに陥り、陸岸に接近していることに気付いた別の航海士が急いで昇橋して主機を中立としたものの、約12.5ノットの対地速力で関埼北岸の浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船は、自力で離礁した後、大分市佐賀関港沖まで航行して投錨した。</p> <p>本船の喫水は、船首約1.9m、船尾約3.4mであった。</p> <p>航海士Aは、ふだん眠気を感じた場合、椅子から立ち上がって外気に当たったり、ガムを噛んだり、コーヒーを飲んだりして眠気を払拭していた。</p> <p>航海士Aは、親族を夜通し看病して眠れない状況で本事故前日06時ごろ乗船し、入直前に1時間程度しか眠れなかった。</p> <p>船長は、本事故当時、船橋航海当直警報装置の電源を切っていた。</p>

<p>分析</p>	<p>本船は、伊予灘を南進中、単独で船橋当直についていた航海士Aが居眠りに陥ったことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>航海士Aは、睡眠が不足していたこと、及び眠気を催した際に椅子に腰を掛けて同じ姿勢で見張りを行っていたことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p> <p>本船は、船長が船橋航海当直警報装置の電源を切っていたことから、航海士Aが居眠りに陥った際、同装置が作動しなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、日出前の薄明時、本船が、伊予灘を南進中、単独で船橋当直についていた航海士Aが居眠りに陥ったため、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動操舵で航行中、眠気を催した場合、椅子から立ち上がって外気に当たったりするなどして眠気を払拭すること。 ・ 船橋当直中に眠気を感じ、眠気を払うことができないときには、船長に申し出ること。 ・ 航行中は、船橋航海当直警報装置を常時作動させておくこと。 ・ 船舶所有者等は、船橋航海当直警報装置の電源を切らないよう乗組員に対する指導を徹底すること。